

令和 6 年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

令和 6 年 1 2 月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度10月17日に3事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

令和6年12月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛 山 久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	3
参考資料 1	愛川町行政評価制度実施要領（平成 2 5 年 4 月 策定）.....	12
参考資料 2	令和 6 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	18
参考資料 3	令和 6 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領.....	23
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	25

1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「令和6年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 3事業（事務事業評価1件、特定分野評価2件）
- (2) 評価体制 委員会全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり30分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

事業番号	事業名	評価	今後の方向性に係る意見等
1	高齢者ミニデイサービス事業費	再構築	送迎付きの本事業は、フレイル状態の高齢者にとって魅力的であるものの、対象者の全体数の把握や掘り起しが難しく、今後の利用者数の増が見込めないことや、少ない利用者に対して高額な事業費が掛かっていることから、人員配置や頻度から見直すなど、町の財政負担を減らすとともに、フレイル状態の高齢者の掘り起こしも含め、有効な事業となるよう、再構築を検討していただきたい。

2	自転車通学生徒ヘルメット購入費補助金	拡充	本補助金と住民協働課の補助金とは、事業の目的が異なる部分もあり、本補助金の目的である生徒の交通安全に対する関心や意識の向上、保護者の経済的負担の軽減という制度趣旨を踏まえると、現行制度の補助対象者を拡充していただきたい。また、住民協働課の補助金と一本化するのであれば、教育総務課の補助内容を取り入れるなど、補助制度を改めていただきたい。
3	入学準備助成金	現状維持	高校生に対する国、県の支援は充実してきているものの、準要保護世帯に焦点を当てた助成制度は本事業のみとなっている。 依然として子育て世帯を取り巻く状況が厳しい中で、対象者のほぼ全ての人が申請をしている状況も踏まえると、現時点で廃止としなければならない強い理由が無いのであれば、現状維持としていただきたい。

4 対象事業ごとの外部評価結果

① 事業番号	1	② 事業名	高齢者ミニデイサービス事業費
③ 事業の目的	居宅に閉じこもりがちで、活動性が低い傾向にある 65 歳以上の高齢者（介護認定がない方）を対象として、通所によりレクリエーションや介護予防などの各種サービスを実施し、当該高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図る。		
④ 事業の内容	・ミニデイサービス（愛川町社会福祉協議会に委託） ・半原・高峰老人センター（2ヶ所：各施設週1回）を会場として、保健師・看護師等のスタッフにより、生活指導・日常動作訓練・レクリエーション・健康チェック・給食等の一連のサービスを提供。 ・10 時～15 時に実施。（送迎あり） ・週 1 回利用可能。1 回の定員は 20 人以内。		
⑤実績	成果指標	利用登録者数	
	実績値 (R5)	20 人	
⑥ヒアリングの 主な内容	○自宅に閉じこもりがちで活動が低い傾向にある高齢者のことをフレイル状態ということで、そのフレイル状態にある町民というのは何人くらいいるのか。それによって、1 施設 20 人という定員が適切かどうか、変わってくると思われるが。 ⇒フレイル状態の明確な物差しのようなものではなく、家族などの周囲の方の気付きによって掘り起こされることが多いため、数は把握できていないものです。 ○定員の 20 人というのはどのような理由で決めているのか。 ⇒施設及びスタッフのキャパシティになります。 ○全体のボリュームが分からないなか、キャパシティの都合で 20 人、計画値は 25 人としているが、1 人あたり 20 数万円の費用がかかっていることについて、どう考えているか。 ⇒今回、この事業を事務事業評価に挙げさせていただいたのは、委員の皆様にもその意見を伺えればというところもあります。平成 8 年から始まった事業であり、時代も大きく変わってきておりますが、本事業の意義としては、フレイル状態にある高齢者の状態の悪化を食い止めるものであります。 ○事務事業評価シート中の 25 人という計画値は、どのように算出したのか。 ⇒過去の実績からの平均数であります。 ○本事業を見学する機会があり、数字的なところは難しいのでわからないが、参加者は有意義な時間を過ごしているなど感じたが、利用者が減ってきているということで、本事業をどのように周知・募集しているのか。 ⇒広報あいかわで定期的に募集をしているが、さきほど申し上げました通り、対象者の掘り起こしが難しいことから、民生委員さんのご協力なども得ながら対応していきたいと考えております。 ○利用者が減ってきているが、もし事業を廃止することとなった場合、どのように対応するのか。 ⇒利用者の健康状態にもよりますが、町でも様々な健康に関する事業を行っておりますので、そうした場への誘導をしていきたいと考えておりますし、そういったことが難しい状態にありましたら介護認定を受けていただくなどの対応をしたいと思います。 ○この事業が始まってから 28 年経っていて、現在、スタッフの人が 7 人から 8 人となっていますが、利用者の人数に応じて増減など、そういった対応はしているのか。 ⇒一回当たりのスタッフの人数は増減していないが、実施回数は減らす		

	などの対応はしております。 ○この事業に係る費用のほとんどが人件費だと思われるが、例えば半原だけでみると、現在の利用者が6人だけということですが、それでもスタッフ数は変えなかったのか。 ⇒現状では、参加人数に応じたスタッフ数の増減というのを行っておりませんが、スタッフ数は、法律や要綱などで人数が定められているものではないので、今後検討したいと考えております。 ○提案ですが、農協さんの事業に、ボランティアが主体となって、町内の児童館などを利用し、高齢者を集って、お話しや体操、手芸など、様々な工夫をしながら高齢者が元気でいられるよう福祉活動を行っているとのこと。そういった事業と連携し、フレイル状態から健康になっていった方にはそちらに誘導し、その逆であれば本事業に誘導するなどの仕組みづくりを近隣市町村の事業なども参考に、内部で検討していただきたい。 ⇒委員さんが仰られたように、農協さんのあおぞら会をはじめとした地域の方がかなり増えてきている状況にありますので、地域と繋がる仕組みづくりというのは、検討を進めて参りたいと思います。 ○自分の親のことは見えても、フレイル状態と介護認定を受けれる状態の境目というのは判りにくく、こうした事業を町の単独事業で実施していくよりも、逆に早く介護認定を受けて、介護保険からお金を出していただいたほうがいいんじゃないかと思うが。 ⇒介護保険制度自体がだいぶ浸透、周知されてきたところもありまして、介護認定が必要と思われる方については、正しく介護認定申請をしていただいて、早めに保険サービス等を享受していただく仕組みは、今後とも引き続き実施してまいりたいと考えておりますが、そこに至らない方については、本事業ですとか、地域の通いの場などを活用しまして、できるだけ長く健康な状態を持続していただきたいと考えております。 ○この事業を町単独で実施していることで、国の交付金が多く入ってくるなどの措置はあるか。 ⇒任意事業となっているため、そういったことはございません。 ○町では、フレイル状態の高齢者をどのように把握しているのか。また、毎月利用料、消耗品代を徴収しているが、どのようなものに活用しているのか。 ⇒対象者の把握については、データから把握できるものではないので、先ほども申し上げましたところですが、ご家族や地域の方々から情報提供をいただきながら対象者の掘り起こしをしている状況であります。また、利用料や消耗品代についてであります。利用料は事業の委託料に充当させていただいており、消耗品代については、手芸やクラフトなどを行っておりますので、その材料費に充てております。 ○委託事業となっているが、この看護師さんとか介護員のスタッフの方は、この事業のために雇用されている方なのか。 ⇒本事業のために、社会福祉協議会でスタッフを募集し、実施しております。 ○1次評価の中で実施施設を一本化とあるが、一本化することで事業費はどのように削減されるのか。 ⇒稼働が週1回となるため、事業費も半分となる。 ○この事業の参加者の男女比率はどうなっているか。 ⇒おおむね男性1割、女性9割となっています。
⑦主な意見	○フレイル状態の方の把握が難しく、全体の対象者数が分からない状況であることから、そのうちの20人を支援したことによる効果が見えてこないのが評価が難しい。そういった意味では、廃止或いは再構築のどちらかと考える。 ○将来的には廃止で良いと考えるが、来年度については、事業担当課の

		意見と同様に、本事業は利用者の送迎があるため、半原を廃止し、高峰に一本化するという事で、改善で良いと思う。 ○私は再構築で良いと思う。現状のまま一本化しても、引き続きこのまま事業が進んで行ってしまうと思われる。人員配置や頻度などを担当課で一から見直していただいたほうが良いと考えます。 ○私も再構築で。大きな人件費がかかっているの、制度を一度見直していただきたいと思う。 ○長期的に見れば廃止だとは思いますが、現在の利用者やスタッフの雇用などに対する配慮も必要かと思われる。 ○先ほどの繰り返しとなりますが、やはり一か所で継続してほしいと考えている。農協さんの事業等は自分で行かなくてはならないが、この事業の参加者のお話を聞くと、迎えに来てくれるというところが、大きな魅力になっている。 ○検討する課題が多すぎて、なかなか整理がつかないと思われる。人件費の問題や登録者 20 人のうち、常に利用される方は何人なのか、負担金の 300 円というのは妥当なのか、2 施設を 1 施設に統合することによる影響など、色々な検討課題がありすぎて、できれば担当課において、もう少し内容を揉んでいただいたほうがよかったのかなというのが感想です。 ○制度趣旨からいえば、健康なら通いの場等に行けば良く、そうでないのなら介護認定を受ければ良いので、廃止が適当と考えるが、配慮が必要ということであれば再構築でも良いと思う。 ○再構築ということだと、取り組みの方向性が変わるわけではないので、制度の対象者は変わらないと思われるため、どのような内容で再構築をするのか、難しいのではないかな。 ○例えば、この事業の参加者は、半年ごとに介護認定申請をしていただき、卒業をしていただくとか、再構築をするにあたっては、町の財政負担を少なくして、効果が出るように整理する必要があると考える。					
⑧委員会の採決		☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	0 人	0 人	4 人	0 人	6 人	0 人	
⑩委員会の最終評価		再構築					
⑪今後の方向性に係る意見等		送迎付きの本事業は、フレイル状態の高齢者にとって魅力的であるものの、対象者の全体数の把握や掘り起こしが難しく、今後の利用者数の増が見込めないことや、少ない利用者に対して高額な事業費が掛かっていることから、人員配置や頻度から見直すなど、町の財政負担を減らすとともに、フレイル状態の高齢者の掘り起こしも含め、有効な事業となるよう、再構築を検討していただきたい。					

① 事業番号		2	② 事業名	自転車通学生徒ヘルメット購入費補助金
③ 事業の目的		生徒の交通安全に対する関心や意識の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。		
④ 事業の内容		【支給対象者】 町立中学校の学校長（学校から生徒に支給） ※支給対象は学校長が認めた通学範囲から通学している生徒に限る 【支給額】 ヘルメット購入額の2分の1		
⑤ 実績	成果指標	支給件数の増加		
	実績値 (R5)	16 人		
⑥ ヒアリングの 主な内容		○各中学校の実績はどうなっているか。 ⇒概ね各校4、5人となっている。 ○住民協働課の助成制度との違いはどうなっているか。 ⇒資料3の2ページ目に記載しておりますが、住民協働課の助成制度は、町民全体を対象としており、補助額は一律で1,000円となっている。これに対しまして、教育総務課の助成制度は、学校が認める自転車通学区域に住む生徒に対し、ヘルメット購入金額代金の半額を助成するものです。金額の上限はございませんが、概ね1,500円から2,000円程度の補助となることが多くなっています。 ○そうすると、子どもたちのために、積極的にヘルメットを被ってもらうという点においては、教育総務課の助成制度のほうがメリットがある。 ⇒金額的なメリットはありますが、教育総務課の助成制度については、各中学校で自転車通学が認められる区域が定められており、その区域から自転車を使用して通学する生徒に対象が限られております。 ○令和5年度に住民協働課において、全町民を対象にした制度を創設する際に、庁内において教育総務課の制度と重複することについて、何か議論はなかったのか。 ⇒ございましたが、助成額や申請手順なども異なっておりましたことから、とりあえずは両制度を存続させ、重複して助成することがないように両課でダブルチェックしていくこととしました。しかしながら、1年間実施してきた中で、教育総務課で受けている申請件数に対する、ダブルチェックに係る職員の負担ですとか、そういったことなどを勘案しまして、住民協働課の制度に統合したいと考えたものであります。 ○この直前のヒアリングでもあったが、当初掲げていた制度目的やその効果が達成できたから制度を廃止するのではなく、内部事務が煩雑だからという理由だけで廃止するのでは、町民に対して説明が不十分というか、納得いただけないと考える。 ⇒決して事務が煩雑だからという理由だけではなく、先ほど申し上げました通り、本助成の恩恵を受けられる生徒は自転車通学区域の子どもたちだけとなっておりますことから、制度を統合して平等性を担保するのも一つの手と考えたところであります。 ○例えば、住民協働課と一本化するけども、子どもの補助率だけ1/2にするとといったことは可能か。 ⇒住民協働課と協議を行い、擦り合わせをする必要はあるが、対応は可能と考える。 ○住民協働課のほうの助成制度はどの程度申請があるのか。 ⇒直近3年間は、令和5年度が70件、令和4年度が18件、令和3年度が21件となっております。令和6年度の8月末現在が34件となっております。 ○お尋ねしたいのですが、資料中に、学校が認める自転車通学区域に住む生徒（年間20名程度）とあるが、少ないように感じる。どの地域に住んでいる学生が、自転車通学区域に該当するのか。		

	⇒例えば、愛川東中学校ですと八菅や坂本の下段ですとか、六倉の中津幼稚園よりも奥に住んでいる生徒、愛川中学校ですと川北や宮本、原臼、両向井でも宮ヶ瀬ダム側など、田代であれば海底地区が該当となります。 ○その20名が全員申請されているわけではない状況となっていますが、バス通学などを行っているのか。 ⇒バス通学の生徒もおりますし、通学手段は各家庭の考えによりますので、様々です。 ○改めて伺うが、この制度の趣旨としては、学区が広い中で、遠くに住む子どもはバスや自転車で通学せざるを得ないので、それに対してヘルメットを被っていただきたいので、半額ですけれども補助するという趣旨でよろしいか。 ⇒交通安全に対する意識向上ですとか、保護者の経済的負担の軽減を目的としております。 ○ヘルメットの購入費を助成するという手段は同じですが、事業の目的が住民協働課は交通安全、教育総務課は遠距離で自転車通学をせざるを得ない子どもを持つ保護者への負担軽減であり、この教育総務課が従来持っていた目的を捨ててしまう、遠距離通学の子ども達を支援していたという大義名分は切り捨ててしまうのか。 ⇒決してそのようなことはしない。 ○しかしながら、結果としてはそうになってしまう。 ●事務局からであります。当該事業を外部評価にかけるにあたり、庁内の委員会でも一次評価を行っております。その中では、担当課と同様に、廃止という方向性は打ち出しておりますが、廃止にあたりまして、制度を残す住民協働課と申請方法や補助内容などについて、十分に協議し、補助対象者に影響の出ないよう努めるものとするところがあります。町といたしましても、委員が仰られました様に、それぞれ違う目的がございますので、片方を廃止して一律1,000円にするということではなく、遠距離通学の子どもを持つ家庭への配慮、そうした内容も含めて十分に協議したいと考えておりますので、制度の内容につきまして、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいという意見も頂戴できればと考えております。 ○町では、予算は教育総務課で確保して、窓口は住民協働課で実施してもらうといった代理執行というものはできないか。 ⇒できると思われるが、住民協働課の助成制度を修正し、小中学生に対して補助額を引き上げるといった対応も一つの手段と考えています。 ○子どもはすぐ大きくなるうえ、ヘルメットの規格で耐用年数などもあると思われるが、住民協働課の制度の補助回数に上限はあるのか。 ⇒1回限りとなっている。
⑦主な意見	○日々通勤をしている中で、自転車でヘルメットを着けている人というのは、あまり見かけない。小中学校からヘルメットを被る習慣をつけるというのは、事故の際の被害軽減につながる一つの方策かと思われる。小中学校生の安全、交通安全の意識啓発のためにも、住民協働課の制度に一本化するのであれば、制度を改めていただきたいと思う。 ○生徒への安全対策ということで、今の制度をそのまま続けるのも一つの手かと思われる。また、一本化するのであれば、教育委員会の制度内容を取り入れていただきたい。 ○これを機会に、小中学生にヘルメットを着ける習慣付けをしてもらうという観点から、対象を遠距離通学の生徒だけでなく、全小中学生に拡大してはどうか。窓口は学校を經由せず、住民協働課でもいいと思うが、予算は教育委員会がいいと考えます。 ○単純に小中学生は教育委員会の制度・予算・窓口とし、高校生以降は住民協働課の制度・予算・窓口としてはどうか。一つの制度に対して複

		数の予算というのは町も執行管理しにくい部分があると思われる。 ○制度の名称は、自転車通学生徒ヘルメット購入費補助金となっているが、目的は生徒の交通安全に対する関心や意識向上と保護者の経済的負担の軽減となっているため、通学する生徒だけでなく、小中学生全員を対象にしたほうが良い。 ○遠距離通学という枠をとれば、支給対象者が学校長である必要がなくなる。学校長経由で補助金を払うのは不自然な形態であると思われるため、保護者に直接支払う形態にしたらどうか。 ○やはり住民協働課の制度に統合することによって、教育総務課の制度の本来の目的、制度趣旨が無くなってしまうのはいかがなものかと考える。					
⑧委員会の採決		☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
⑩委員会の最終評価		拡充					
⑪今後の方向性に係る意見等案		本補助金と住民協働課の補助金とでは、事業の目的が異なる部分もあり、本補助金の目的である生徒の交通安全に対する関心や意識の向上、保護者の経済的負担の軽減という制度趣旨を踏まえると、現行制度の補助対象者を拡充していただきたい。また、住民協働課の補助金と一本化するのであれば、教育総務課の補助内容を取り入れるなど、補助制度を改めていただきたい。					

① 事業番号		3	② 事業名	入学準備助成金
③ 事業の目的		学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校及び専修学校高等課程への入学に伴う経費の一部を助成することによって、家庭の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等の実現に資することを目的とする。		
④ 事業の内容		【支給対象者】 生徒の中学校卒業時に町内に住所を有し、高等学校等への入学を予定している生徒の保護者で、かつ就学援助制度の認定者 【支給額】 生徒 1 人につき 20,000 円		
⑤実績	成果指標	支給者数		
	実績値 (R5)	48 件		
⑥ヒアリングの 主な内容		○事務事業評価シートにおいて、令和 4・5 年度は計画値に対して実績が追い付かず、有効性が乏しいとの評価となっているが、令和 6 年度は計画値と同数値まで増加しているが、何かあったのか。 ⇒評価シートの記入方法としまして、令和 6 年度の実績につきましては、年度途中であり、決算の数値が出ておりませんので、担当課において、見込みの数値を入力することとしておりまして、見込みの算出がし難い事業については、予算額（計画値と同じ数値）を入力することとしていることから、令和 6 年度見込みの数値が増加しているものになります。 なお、令和 6 年度の数値は、総合評価の計算に影響がないものとなっております。 ○現時点の数値や、実際の見込みの値はわかるのか。 ⇒公立高校の入試の合格発表が 2 月の末となっておりますので、それが分かってからとなりますので、現時点では見込みがたたないものになります。 ○別紙、年度別の表についてですが、国、県が高校生への支援を着実に進めていることから、町は小中学生への支援を充実させていきたいとの記載のほか、学校給食の無償化や修学旅行費の補助などに予算を充てたい、といった政策的な内容が見えるが、これは庁内でオーソライズされたものなのか。 ⇒あくまで担当課の意見です。 ○そうすると、当該事業には 130 万、140 万という費用がかかっているが、この予算を廃止したからといって、小中学生の予算に回るというのが担保されているわけではないということか。 ⇒担保されているわけではないですが、今後、予算の調整を進めていくにあたり、限られた財源の中で、なるべく多くの方がサービス等を享受できる事業に充てることができればと考えています。 ○給食の無償化となると、数億円といった規模の話になるため、130 万円でどうこうといったものではない。そういったもののためというよりは、やはり当該事業の目的が達成できたかどうかや効果の有無で判断したほうが良いと思われるがいかがか。 ⇒当該事業については、決して効果がなかったということではなく、未だに有効な制度ではあると考えておりますが、様々な助成制度が整備されてきた中で、この事業の目的は達成されつつあるものと考えております。 ○この別紙の表中で、修学援助制度の対象者にスポットを当てた制度はどれか。 ⇒修学援助制度の対象者だけにスポットが当てられた制度はなく、国、県の支援は、対象自体は全世帯であるものの、その支給金額に差がある		

	ものとなっている。 ○この入学準備助成金という制度ですが、対象者の方は、皆さんこの制度を利用されているのか。 ⇒昨年の実績で申し上げますと、愛川中学校と中原中学校は 100 パーセント申請されてます。愛川東中学は 2 人の方が申請されなかったんですけれども、例年ですね、対象者の 95 パーセント以上は申請がされる状況となっています。 ○申請されなかった理由は、高校に進学しなかったことによるものか。 ⇒そういう方もいらっしゃるし、町税に滞納がございますと、支給することが出来なくなってしまいますので、そういった理由で支給を希望されない可能性もあります。 ○別紙の表中に、町の様々な支援制度があるが、これは全校生徒対象なのか。 ⇒全校生徒対象です。 ○通学助成について、バス代はどの程度の割合の補助となっているのか。 ⇒概ね、掛かった費用の 25 パーセント程度となっています。 ○利用実績がある中で廃止ということで、担当課はどのように考えているか。 ⇒制度創設時から利用が減ってきて、事業の役割が達成されたため廃止するというのが一般的な流れだと考えておりますが、この助成金は、修学援助制度の認定者という要件はございますが、助成金の用途が厳しく定められるわけではございませんので、制度がある限り実績はなくならないと思われます。そうした中で、我々の立場からの価値観かもしれませんが、対象者を取り巻く環境が整備されてきておりますことから、スクラップ＆ビルド、限られた財源の中でより多くの方がサービスを享受できるような事業に充ててもいいのではないかと、その時期がきているのではないかと考えまして、今回ご提案させていただいたところであります。 ○生活保護世帯であれば、生活保護費の中から入学準備助成金がでると思われるが、準要保護世帯については、この助成金がなくなるとこうしたもの無くなるのか。 ⇒無くなります。 ○準要保護となる基準はいくつか。 ⇒最低生活費の 1.3 倍となっています。 ○1.3 というのはかなり手厚いのではないかと、三浦市などは 1.0 だったと思う。 ⇒そうです。県央は 1.3 倍が多いですが、県西部などは 1.2 倍が多くなっています。 ○こうしたデータを踏まえ、準要保護世帯への手厚い支援を行っているという理由にしてみてもどうか。 ○近隣市町村に同様の制度はあるのか。 ⇒周辺では、こういった制度は行っておりません。
⑦主な意見	○別の制度が創設されたからとか、他の制度と対象者が被る、といったものとセットで出てくれば良いが、突然廃止はちょっと唐突に感じる。 ○資料には低所得世帯の高校生への支援は充実してきているとあるが、対象者はそう感じていないのではないかと。 ○補助実績、一定のニーズがある中で廃止することとなるので、それなりの理由が必要と考える。 ○先ほどお話したように、タイミングが少し難しいなと思う。しかしながら、担当課がこれをやめようっていう発想が出てきたというのが、私は 1 つの改革志向だと思います。ですので、ここで廃止するという理由をもう少し整理する必要があると考えます。

		○対象者のほぼ 100%の人が申請しているものをバサッと切ってしまうというのはどうかと思うし、この事業費を削ったとしても、再度教育委員会に配分されるとは限らない状況で、そこまでしてこの事業を廃止する理由がなかなか見当たらない。 ○国や県の制度というのが、この表を見てもわかる通り、色々充実してきていると思うが、準要保護世帯だけを対象とした制度はないので、現状維持が良いと思われる。					
⑧委員会の採決		☐ 実施した ☒ 実施していない					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
⑩委員会の最終評価		現状維持					
⑪今後の方向性に係る意見等案		高校生に対する国、県の支援は充実してきているものの、準要保護世帯に焦点を当てた助成制度は本事業のみとなっている。 依然として子育て世帯を取り巻く状況が厳しい中で、対象者のほぼ全ての人が申請をしている状況も踏まえると、現時点で廃止としないといけない強い理由が無いのであれば、現状維持としていただきたい。					

参考資料 1 愛川町行政評価制度実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

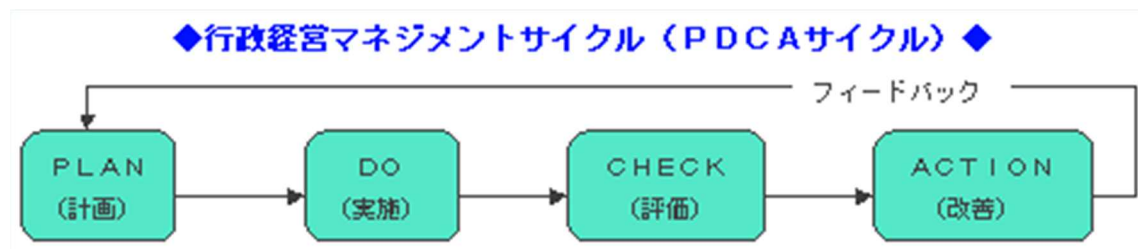
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



Ⅱ．行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画を所管する企画政策課、予算編成を所管する財政課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、第6次総合計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応

する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ．行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 （事務事業評価の1つの形態）	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	2次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例）交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例）交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

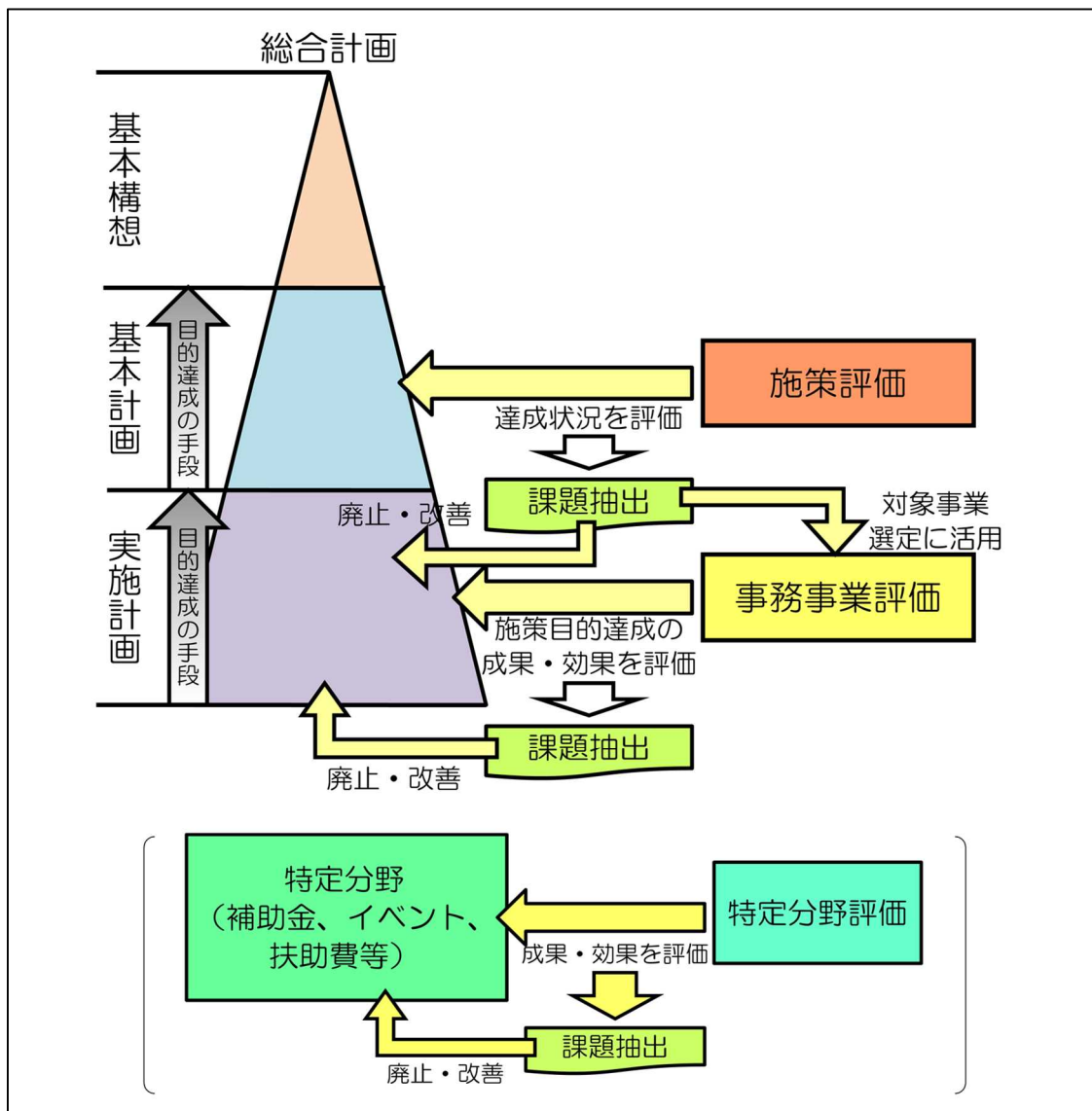
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 令和6年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「令和6年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

- ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業
- イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）
- ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）
- エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）
- オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）
- カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

- ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）
- イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、令和6年度にあたっては11件を対象事業とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明	
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×	
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×	民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。
国や県において実施している事業との重複がない	国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×	同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。	町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×	
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×	受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	事業の実施効果を受ける人が不特定多数の場合は○。	直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。
事業・サービスの対象者の日常生活に必要な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。	

(2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。
令和5年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上してい

る場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても令和5年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が 75%以上（6～8 項目）
	B	基準を満たす項目が 50%以上 75%未満（4～5 項目）
	C	基準を満たす項目が 50%未満（0～3 項目）
有効性	A	成果指標についての令和5年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	- 成果指標についての令和5年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している - 成果指標についての令和5年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての令和5年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	- 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い - 成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	- 成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い - 費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い - 費用が増加し、成果も低下している

有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ	改善の余地がある
・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき

再構築	・ 現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業等の実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

令和6年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

以上

参考資料3 令和6年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、3事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価	1事業（全6事業）
(2) 特定分野評価（補助金、イベント）	2事業（全5事業）
合計	3事業（全11事業）

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見を決定する

4 評価の実施方法

(1) 1事業あたり30分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	5分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	10分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とするべきと考えたか表明し、意見交換する	10分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見を決定する ※委員長が取りまとめる。評価が分かれる場合は多数（同数の場合は、委員長が決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、20分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

(事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。)

5 その他

- (1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。
- (2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることはできないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿（10月17日 現在）

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	お ぐら ひろ みち 小 倉 弘 道		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）
6	ほん だ たか ひさ 本 田 孝 尚	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	か とう かず お 加 藤 一 男	関係団体等 の代表者	町農業委員会 農政部会長
8	あら い ひで あき 荒 井 英 明		神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	あま の あい こ 天 野 あい子		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	たき ぐち あや こ 滝 口 綾 子		町PTA連絡協議会 ガーディアンズリーダー